



2025年7月28日

各位

会社名 B E E N O S 株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員社長 直井 聖太
(コード番号：3328 東証プライム)
問合せ先 取締役 常務執行役員 三浦 敦佑
(電話番号：03-6824-9753)

株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る承認決議のお知らせ

当社は、2025年6月26日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ」（以下「2025年6月26日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせしておりましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関する議案について、本日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年8月27日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年8月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2025年6月26日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,800,000株を1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

13,006,639株

（注）当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、2025年9月1日付で、本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部（本株式併合に際して行使される会社法第182条の4第1項に定める反対株主の買取請求に係る買取りによって消却の効力発生までに取得する自己株式を含まない）から会社法第194条に定める売渡請求によって当社が売却した自己株式数を控除した数を消却することを決議しておりますので、当社が2025年5月31日時点において保有する自己株式612,262株から上場廃止日までに予定している当社従業員等による新株予約権の権利行使に伴う自己株式振替分(9,910株)を差し引いた自己株式602,352株に

については、効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数
13,006,643 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
4 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
16 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株主の皆様(但し、LINE ヤフー株式会社(以下「公開買付者」といいます。))を除きます。)の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却については、当社株式が 2025 年 8 月 28 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 8 月 31 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付価格と同額である 4,000 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
LINE ヤフー株式会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、その全額を自己資金により充当する予定しているところ、2025 年 3 月 31 日現在における公開買付者の連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は、1 兆 439 億円(手元流動性比率:約 6.5 ヶ月)であり、本公開買付けの実施に約 500 億円の買付資金を充当した後も手元流動性は 9,939 億円になると見込まれ、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。以上により、当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025 年 10 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234

条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年11月下旬を目途に、公開買付者に当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年1月上旬から2026年2月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款の一部変更について）

当該変更の内容の詳細は、2025年6月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年9月1日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合は、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条を変更するとともに、当社株式の上場廃止に伴い不要となる定款第6条を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条、第8条及び第9条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条なお書きを削除するものであります。
- (5) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第18条を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 第3号議案（資本金の額の減少について）

資本金の額の減少の詳細につきましては、2025年6月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、資本金の額の減少は2025年9月5日に効力が発生する予定です。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年7月28日
② 整理銘柄指定日	2025年7月28日
③ 当社株式の最終売買日	2025年8月27日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年8月28日（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2025年9月1日（予定）

以上